案件番号　121223002

令和５年度

千葉港他施工状況確認等補助業務

特　記　仕　様　書

令　和　４　年　１　２　月
国土交通省関東地方整備局
千　葉　港　湾　事　務　所

1. 業務概要

本業務は、千葉港湾事務所における港湾、海岸に関する工事(施工プロセス試行工事を含まない)、測量調査実施の検査補助を行うものであり、対象工事の監督職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

なお、対象となる工事・業務は、主として海上や海中で施工するため、作業船を使用するものがある。また、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

２.業務場所

千葉港、東京湾内の対象工事現場（調査現場含む）及び監督職員が指定する場所

３.履行期間

契約締結日から令和７年　３月３１日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

４.業務内容

業　務　名　称	業　　務　　内　　容	単位	数量	摘　　要
千葉港他施工状況確認等補助業務				
	施工状況確認補助業務	式	1	
	監督補助業務	式	1	
	打合せ	回	22	
	協議・報告	回	2	
	成果物	式	1	

５.業務仕様

５－１　総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」（国土交通省港湾局　令和４年１１月）の定めによるものとし、これにより難い場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局　令和３年３月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し、実施するものとする。

５－２　一般事項

本業務の実施にあたっては以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。

（２）　管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。

（３）　管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

５－３　業務の内容

（１）　施工状況確認業務、監督業務

本業務は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」 第2編 第3章に規定する施工状況確認補助、及び監督補助業務について実施するものとする。

なお、測量・調査等業務については、請負工事の業務内容に準じるものとし、実施にあったては、調査職員と協議しなければならない。

５－４　対象工事等

本業務の対象工事等は、以下のとおりとする。なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

令和5年度対象件名

対象予定工事･業務名	工　期　（参考）
●工事	
令和4年度　千葉港千葉中央地区岸壁(-9m)(改良)築造工事	令和4年11月～令和5年9月
令和4年度　千葉港海岸船橋地区日の出胸壁(改良)築造工事	令和5年2月～令和5年12月

対象予定工事･業務名	件数	工　期　（参考）
●工事		
千葉港千葉中央地区岸壁(-9m) (港湾土木工事)	2	令和5年3月～令和6年2月 令和5年10月～令和6年12月
千葉港葛南中央地区航路(-12m) (港湾土木工事)	1	令和5年3月～令和6年10月
東京湾浅場造成 (港湾等浚渫工事)	1	令和5年4月～令和6年11月
千葉港海岸船橋地区日の出胸壁 (海岸工事)	3	令和5年4月～令和6年2月 令和5年7月～令和6年6月 令和5年10月～令和6年12月
●業務		
千葉港葛南中央地区調査業務 (環境調査)	1	令和5年11月～令和6年3月
千葉港千葉中央地区調査業務 (土質調査)	1	令和5年6月～令和6年11月
東京湾浅場調査業務 (環境調査)	1	令和5年4月～令和6年11月
千葉港海岸船橋地区 (土質調査)	1	令和5年4月～令和5年10月
千葉港海岸船橋地区 (測量調査)	1	令和5年7月～令和5年10月

令和６年度対象件数

港名	対象工事等区分	件数
●工事		
千葉港	港湾土木工事	１件
千葉港	港湾等浚渫工事	１件
●業務		
千葉港	その他業務	４件

５－５　実施体制

（１）　打合せは、本業務を的確に遂行するために１回／月以上行うものとする。

（２）　土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

（３）　本業務の担当技術者は、３人以上を想定している。

（４）　担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

５－６　協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議（１回）、最終報告（１回）の計２回行うものとする。なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

５－７　成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1－1－15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品　　CD－R　又は　DVD－R　2枚

６．資料等の貸与

（１）　本業務に必要な資料を貸与するものとする。

１）対象工事の発注用設計図書（特記仕様書、図面及び数量計算書）

２）その他必要と認められる資料等

７．その他

（１）　本業務を実施するにあたり、業務用自動車を下記により業務期間中配備することを標準とする。
なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

自動車の型式	台数	配備期間	摘要
ライトバン	3台	令和5年4月3日　～　令和7年3月31日	24ヶ月

（２）　本業務の実施にあたり、受注者は千葉港湾事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。

（３）　本業務を実施するにあたり、必要となる交通船に千葉港湾事務所の港湾業務艇等を使用することができる。なお、使用にあたっては、調査職員と調整しなければならない。

（４）　本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。

（５）　本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

（６）技術提案

１）　技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した「技術提案書」に基づき適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する「技術提案書」については調査職員と協議の上、技術提案履行計画書を作成するものとする。

２）　技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

３）　技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

４）　その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

（７）配置技術者の確認について

1)　受注者は、業務計画書（港湾等発注者支援業務共通仕様書1-1-11業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2)　業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

①業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3)　完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4)　発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

（８）技術指導者について

1)　管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

①定期的に管理技術者の指導を行うこと（１回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

②特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席するこ

③打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に捺印するものとする。

2)　技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

（９）契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等がある者を契約変更の対象とする。

（１０）設計変更等について

設計変更等については、発注者支援業務等契約書第20条から第21条及び「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-19から1-1-20などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

（１１）本業務はクイックレスポンス実施対象業務である。

「クイックレスポンス」とは受注者から質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

（１２）業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を原則とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。なお、受発注者双方の協議により調整会議を省略することも可能とする。

（１３）「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年5月14日(令和3年5月12日))及び「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドライン」(令和2年5月18日(令和3年11月1日改訂))を踏まえ、当該業務の「３つの密」対策等を徹底し、当該業務の安全・安心に努めるものとする。

また、具体的な感染予防対策等については、調査職員へ確認のうえ、業務計画書に明記するとともに、受発注者間で協議の整ったものに関して、感染予防対策の確実な履行を前提に設計変更を行うことができる。

（１４）本業務は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

（１５）テレビ・webによる打合せ・検査について

１）本業務は、受発注者間の打合せ・検査について移動時間をかけることなく打合せ・検査を行うこと、合わせて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を目的として、業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査（以下、「テレビ会議等」という。）を行うことができる試行業務である。

２）本業務で実施する打合せ・検査のうち、テレビ会議等で実施するものについては事前に調査職員と協議の上、決定するものとし、変更が生じた場合についても、都度調査職員と協議のうえ変更できるものとする。

３）　テレビ会議等の開催に当たっては、調査職員と調整のうえ日時や開催方法等を決定することとし、調査職員より連絡する「業務におけるテレビ・webの打合せ・検査実施試行要領（案）」に基づき行うものとする。

（１６）　本業務を実施するに当たり、受注者は、調査職員の指示により、業務に使用する事務室所在地から業務自動車での移動が困難な遠隔地で業務を遂行する場合は、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

（１７）対象工事における遠隔臨場への対応について

本業務において、対象工事が港湾の建設現場における遠隔臨場の対象である場合には、「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」及び「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」の内容に従い実施するものとする。

（１８）無人航空機を使用する際の情報流出防止策

(1)　本業務において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本業務が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

1)　インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

2)　インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。

(2)　前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員と協議すること。

（１９）　打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を千葉駅と想定しているため計上していない。

なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。

（２０）低入札価格調査制度による調査

調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。

以　　上